

改正	平成20年1月30日	平成22年1月27日
	平成24年5月23日	平成29年5月24日
	令和4年3月16日	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を踏まえ、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを基本に、学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）が保有し、又は収集する個人情報の取扱いに関し必要な基準等を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理、保存等を図り、もって個人情報の保護に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、以下のイからロのいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

#### (2) 個人識別符号

以下のイからロのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは発行を受ける者を識別することができるもの

#### (3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### (4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成されたもの及び特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

#### (5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### (6) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (7) 教職員等

以下のイからハまでに定める者をいう。

- イ 学園の理事長、理事、監事及び評議員
  - ロ 学園が設置する大学、高等学校、幼稚園その他の施設（以下「学校等」という。）に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、学園と雇用関係にある者
  - ハ 派遣契約その他の労務供給契約に基づき、学園の業務に従事する者
- (8) 学生・生徒等（保護者・保証人を含む。以下同じ。）

以下のイからニまでに定める者をいう。

- イ 学園が設置する学校等において教育及び研究指導を受けている者並びにそれらの保護者・保証人
  - ロ 学園が設置する学校等において教育及び研究指導を受けようとしている者並びにそれらの保護者・保証人
  - ハ 過去において、学園が設置する学校等において教育及び研究指導を受けていた者並びにそれらの保護者・保証人
  - ニ 過去において、学園が設置する学校等において教育及び研究指導を受けようとした者及びそれらの保護者・保証人
- (9) 匿名加工情報

以下のイからロに掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(10) 仮名加工情報

以下のイからロに掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(11) 学術研究機関等

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（責務）

第3条 学園は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 教職員等及び学生・生徒等は、個人情報の保護の重要性を認識し、この規程の定めに従い個人情報の保護に努めなければならない。
- 3 教職員等及び教職員等であった者は、この規程を遵守するとともに、業務に関し知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 教職員等及び学生・生徒等は、個人情報の保護に関する学園の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の管理組織及び体制

（個人情報管理責任者）

第4条 学園は、設置する学校等及び法人事務部門に個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、管理責任者には、学校等にあつては学長、校長、園長を、法人事務部門にあつては事務局長をもってそれぞれ充てる。

- 2 管理責任者は、個人情報の保護に関し総括的責任と権限を有するものとする。

3 大学においては、学長は、この事務の全部又は一部を学務局長に委任することができる。

(個人情報管理者)

第5条 各管理責任者は、教育組織又は事務組織ごとに個人情報管理者を選任し、必要な事務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

(個人情報取扱者)

第6条 学園において、個人情報を取り扱うすべての教職員等は、個人情報取扱者である。

(個人情報保護委員会の設置)

第7条 学園は、第1条に定める目的を達成するため、学校法人大東文化学園個人情報保護委員会(以下「保護委員会」という。)を置く。

2 保護委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 管理責任者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (3) 情報漏えい事件等が生じた場合の調査及び対策に関する事項
- (4) この規程を運用するにあたって生じた疑義その他解釈上の諸問題についての判断、基準等の提示に関する事項
- (5) 個人情報の保護に関する教育及び研修計画の立案並びにその実施に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項

(個人情報保護委員会の構成)

第8条 保護委員会は、次の各号に掲げる委員(以下「保護委員」という。)をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 管理責任者又はその事務を委任された者 4名
- (3) 学長が推薦する大学教育職員(専門的知識を有する者を含む。) 4名
- (4) 理事長が推薦する附設校(大学以外の学校等とする。)の教育職員 1名
- (5) 理事長が推薦する事務職員 2名

2 保護委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 保護委員が欠けたときの後任の保護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 保護委員会に、委員長(以下「保護委員長」という。)を置き、保護委員長は、保護委員の互選により選任する。

5 保護委員は、保護委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。保護委員を退任後も同様とする。

6 保護委員会の運営に関し必要な事項は、保護委員会において定める。

7 保護委員会の事務は、総務部総務課が処理する。

(個人情報保護委員会の会議)

第9条 保護委員会の会議は、必要に応じて保護委員長が招集し、保護委員長がその議長にあたる。

2 保護委員会の会議は、保護委員総数の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した保護委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 保護委員会が必要があると認めるときは、保護委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個人情報保護委員会小委員会の設置)

第10条 保護委員会は、第7条第2項各号に定める所掌事項を円滑に処理するため、保護委員会の下に小委員会を設置し、所掌事項の一部を委任することができる。この場合において、小委員会の委員には、保護委員以外の者を委嘱することができるものとする。

2 小委員会は、保護委員長が指名する1名以上の保護委員を含む若干名の委員をもって構成する。

3 小委員会は、委任された所掌事項の審議等の内容について、保護委員会に報告しなければならない。

4 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、保護委員会において定める。

(教育及び研修の実施)

第11条 学園は、個人情報取扱者に対して個人情報の保護に関する教育及び研修を実施する。

### 第3章 個人情報の収集及び利用の制限

(個人情報の収集の制限)

第12条 個人情報取扱者は、個人情報を収集するときには、学園及びその設置する学校等の教育研究及び業務に必要な範囲内で行うものとする。

2 個人情報取扱者は、個人情報を収集するときには、その目的を明確にし、目的達成に必要な範囲内で収集しなければならない。

3 個人情報取扱者は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的に、個人情報を収集してはならない。

4 個人情報取扱者は、個人情報を収集するときには、適正かつ公正な手段により、直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。

(1) 本人の同意(本人が未成年の場合は、法定代理人(保護者等)の同意とする。以下この項、次項、第14条、第18条及び第19条において同じ。)があるとき

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 出版、報道等により公にされているとき

(5) 前各号に定めるもののほか、管理責任者が第三者から収集することに相当の理由があると認められたとき

5 個人情報取扱者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒等(保護者・保証人を除く。)の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 行政機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該要配慮個人情報が、出版、報道等により公にされているとき

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(個人情報の収集の届出)

第13条 個人情報取扱者は、新たに個人情報を収集するときには、あらかじめ次の各号に掲げる事項について管理責任者に届け出なければならない。

(1) 個人情報の名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の収集の対象者

(4) 個人情報の収集方法

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の記録の形態

2 個人情報取扱者は、前項により届け出た事項を変更又は廃止するときには、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

(個人情報の利用の制限)

第14条 個人情報取扱者は、収集した個人情報をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 公衆衛生の向上又は学生・生徒等(保護者・保証人を除く。)の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (5) 行政機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長又は管理責任者が、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認めるとき
- 2 前項第1号から第5号までのいずれかに該当して個人情報を利用する場合、又は緊急に対応した場合は、当該部署の業務責任者は、速やかに管理責任者に届け出なければならない。
- 3 個人情報取扱者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

#### 第4章 個人情報の適正管理

##### (個人情報の正確性の確保)

第15条 学園は、個人情報の正確性の確保のため、その利用目的の達成に必要な範囲内において、常に正確な個人情報を保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

##### (個人情報の安全性の確保)

第16条 学園は、個人情報の安全性の確保のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 利用目的達成後の個人情報の速やかな廃棄又は消去

##### (個人情報の委託処理に関する措置)

第17条 管理責任者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第18条各号の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 2 管理責任者は、個人情報に関する業務を学外に委託するときには、委託業者との間で個人情報の保護に関する契約締結等の必要な措置をとらなければならない。

##### (個人情報の第三者への提供)

第18条 管理責任者は、個人情報を、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- (1) 法令及び学園の諸規則に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は学生・生徒等（保護者・保証人を除く。）の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 行政機関等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 管理責任者は、前項の定めにかかわらず、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）の第三者への提供を停止することとしている場合であっても、次の各号に掲げる事項について、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、国の個人情報保護委員会に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は偽りその他不正の手段により取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 学園の名称、住所、理事長の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

- (7) 本人の求めを受け付ける方法
  - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして国の個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 管理責任者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、国の個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 管理責任者は、個人データを第三者へ提供するときには、理事長の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
- 5 管理責任者は、個人データを第三者へ提供するときには、次の各号に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 提供先における当該個人データの漏えい又は盗用等の防止
  - (2) 提供先における保管期間等を明確にすること
  - (3) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における廃棄若しくは消去が適切かつ確実になされること
  - (4) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること
  - (5) 前各号に定めるもののほか、保護委員会が必要と認める措置（外国にある第三者への提供の制限）

第19条 管理責任者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として国の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの章の規定により管理責任者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして国の個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。
- （第三者提供に係る記録の作成等）

第20条 管理責任者は、個人データを第三者（行政機関等を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第18条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第18条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から国の個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。
- 3 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続については、第22条の規定を準用する。
- （第三者提供を受ける際の確認等）

第21条 管理責任者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人デ

一タの提供が第18条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、管理責任者が同項の規定による確認を行う場合において、当該管理責任者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
  - 3 管理責任者は、第1項の規定による確認を行ったときは、国の個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録を作成しなければならない。
  - 4 管理責任者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から国の個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

#### 第5章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第22条 教職員等及び学生・生徒等（当該者が未成年の場合は、法定代理人（保護者等）とする。以下第23条、第24条、第28条及び第29条において同じ。）は、管理責任者に対し、学園が保有する自己が識別される個人情報の電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他学園の定める方法による開示を請求することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定により開示の請求があったときには、前項の規定により本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、これを開示しなければならない。ただし、その個人情報が個人の選考、評価、判定、学生健康記録等に関するものであつて、本人に知らせないことが明らかに適正であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 管理責任者は、前項の規定により、個人情報の全部又は一部を開示しないときには、その旨を遅滞なく本人に通知しなければならない。
- 4 管理責任者は、第1項の規定により開示の請求があつた個人情報が存在しないときは、その旨を遅滞なく本人に通知しなければならない。
- 5 第1項に定める請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出することによって行う。
  - (1) 所属・部署及び氏名
  - (2) 個人情報の名称及び記録項目
  - (3) 請求の理由
  - (4) 前各号に定めるもののほか、管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第23条 教職員等及び学生・生徒等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときには、前条第5項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定による請求があつたときには、速やかに調査のうえ、必要な措置を講ずるとともに、その結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その旨を文書をもって本人に通知しなければならない。

(利用停止等)

第24条 教職員等及び学生・生徒等は、管理責任者に対し、自己が識別される個人情報が第12条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第14条の規定に違反して取り扱われているときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 教職員等及び学生・生徒等は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条第1項の規定又は第19条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 教職員等及び学生・生徒等は、管理責任者に対し、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第30条第7項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 管理責任者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 管理責任者は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### 第6章 苦情相談等の処理及び不服申立て

(個人情報保護審査委員会の設置等)

第25条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情相談等への対応並びに教職員等及び学生・生徒等からの不服申立てを適切かつ迅速に処理するため、学校法人大東文化学園個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の取扱いに係わる苦情相談等への対応に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いに係わる不服申立てについての審査及び決定に関する事項
- (3) 保護委員会から付託された事項
- (4) 前各号に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し審査委員会が必要と認めた事項

(個人情報保護審査委員会の構成)

第26条 審査委員会は、保護委員会の推薦に基づき、理事長が指名する若干名の委員(以下「審査委員」という。)をもって構成する。

- 2 審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、審査委員が欠けたときの後任の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審査委員会に、委員長(以下「審査委員長」という。)を置き、審査委員長は、審査委員の互選により選任する。
- 4 審査委員は、審査委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。審査委員を退任後も同様とする。
- 5 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、保護委員会において定める。
- 6 審査委員会の事務は、総務部総務課が処理する。

(個人情報保護審査委員会の会議)

第27条 審査委員会の会議は、必要に応じて審査委員長が招集し、審査委員長がその議長にあたる。

2 審査委員会の会議は、審査委員総数の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した審査委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

- 3 審査委員会が次条に定める苦情相談等又は第29条に定める不服申立てに直接関係あると審査委員会が認めた審査委員については、当該苦情相談等又は不服申立ての審議に加わることができない。
- 4 審査委員会は、十分な審議を行うため、必要があると認めるときは、関係部署に対し資料等の提供を求め、又は審査委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 審査委員長は、審議の結果を遅滞なく保護委員会に報告しなければならない。

(苦情相談等の処理)

第28条 学園は、個人情報 の取扱いに関する苦情相談等について、適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要な措置と体制の整備に努めなければならない。

- 2 教職員等及び学生・生徒等からの個人情報 の取扱いに関する苦情相談等の申し出（以下「苦情相談等案件」という。）の受付は、総務部総務課とする。
- 3 教職員等及び学生・生徒等からの苦情相談等案件を受理した総務課の担当者は、当該苦情相談等案件について関係部署と協議のうえ、遅滞なく当該苦情相談等案件の処理を行い、当該苦情相談等を申し出た本人に回答するとともに、必要な措置を取るものとする。
- 4 当該苦情相談等を申し出た本人は、前項の規定により回答のあった内容及び措置に不服があるときは、審査委員会に対し不服申立てを行うことができる。

(不服申立て)

第29条 自己の個人情報 の取扱いに関し、第22条第1項に定める自己情報の開示、第23条第1項に定める自己情報の訂正又は削除の請求及び第24条第1項に定める利用停止の請求に基づいてなされた措置に不服がある教職員等及び学生・生徒等は、本人であることを明らかにして、審査委員会に対し不服申立てを行うことができる。前条第4項の規定による不服申立ての場合も同様とする。

- 2 審査委員会は、前項の規定による不服申立てがあったときには、速やかに審査を行い、不服申立てを受けた日の翌日から30日以内に、その結果を文書をもって本人に通知しなければならない。ただし、審査に時間を要する場合は、60日以内に延長することができるものとする。この場合には、遅滞なく本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 審査委員長は、前項の規定により審査した結果を保護委員長に報告しなければならない。
- 4 第1項に定める不服申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した文書を審査委員会に対し提出することによって行う。
  - (1) 不服申立てを行う者の所属・部署及び氏名
  - (2) 不服申立て事項
  - (3) 不服申立て理由
  - (4) 前各号に定めるもののほか、審査委員会が必要と認めた事項
- 5 不服申立ての受付は、総務部総務課とする。

#### 第7章 情報漏えい事件等

(情報漏えい事件等への対応)

第30条 個人情報取扱者は、情報漏えい事件等が発生したときには、直ちに個人情報管理者を通じて管理責任者にその事実を報告しなければならない。

- 2 前項に定める報告を受けた管理責任者は、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、保護委員長に報告しなければならない。
- 3 保護委員長は、速やかに保護委員会を開催し、情報漏えい事件等の発生の経緯、被害状況等の調査を行い、理事長に報告しなければならない。
- 4 保護委員会は、情報漏えい事件等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 保護委員会は、前2項に定める調査、原因の分析及び措置（以下「調査等」という。）を迅速かつ効果的に行うために、必要に応じて審査委員会の協力を得て、共同して対応することができる。
- 6 保護委員会は、調査等を行うために、必要があると認めるときは、関係部署等から資料等の提供を求め、又は保護委員以外の者に会議への出席を求めるなどし、事情を聴取することができる。
- 7 学園は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利害を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに国の個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 8 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 概要
  - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
  - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
  - (4) 原因
  - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
  - (6) 本人への対応の実施状況
  - (7) 公表の実施状況
  - (8) 再発防止のための措置
  - (9) その他参考となる事項
- 9 学園は、第7項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

## 第8章 雑則

### (個人情報の廃棄)

第31条 管理責任者は、収集した個人情報とその目的を達成したと認めたときは、焼却、裁断、溶解その他適当な方法により、収集した個人情報を遅滞なく廃棄しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に定める廃棄を行う場合には、その事務を個人情報管理者に委任することができる。

### (学術研究における適用除外)

第32条 教職員等が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの（第14条第1項の例外）
  - イ 教職員等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
  - ロ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの（第12条第5項の例外）
  - イ 教職員等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
  - ロ 教職員等と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。
- (3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの（第18条第1項の例外）
  - イ 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。
  - ロ 教職員等と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。
  - ハ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。（情報、関係資料の提供及び意見聴取への協力）

第33条 保護委員会及び保護委員並びに審査委員会及び審査委員は、この規程の定めにかかわらず、学校法人大東文化学園職員懲戒規程第32条第3項、第41条第2項及び第47条第4項の規定に基づき、同規程第11条及び第21条に定める懲戒審査機関及び懲戒処分再審査会から同規程第32条第3項及び第41条第2項に定める個人情報の保護に関する遵守事項に違背するとされる事案について、情報、関係資料の提供及び意見の聴取に関する協力の要請があったときには、その要請に応ずるものとする。ただし、当該協力要請に応じないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

(適用法令等)

第34条 この規程に定めのない教職員等及び学生・生徒等の個人情報の取扱いについては、法令の定め並びに「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（国の個人情報保護委員会）」及び「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（厚生労働省）」に準拠して取り扱うものとする。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、保護委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月30日）

1 この規程は、平成20年1月30日から施行する。

2 改正後の第19条の2第8項の規定にかかわらず、当初の委員の任期（終期）は、平成21年3月31日とする。

附 則（平成22年1月27日）

この規程は、平成22年1月27日から施行する。

附 則（平成24年5月23日）

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

2 規程改正前の第7条第3項第3号により選出された委員は、規程改正後の第8条第3号により選出された委員とみなし、その任期は、平成25年3月31日までとする。

3 規程改正後の第8条第4号および第5号により選出された委員の任期は、第8条第2項の定めにかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成29年5月24日）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第2号

様式第3号